

## 2018年6月通常会議 意見書案に対する討論

2018年6月29日

林 まり

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案第12号](#) 木材の新たな需要創出を求める意見書

に対する反対討論、

及び、

[意見書案第13号](#) 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

[意見書案第17号](#) カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案の廃案を求める意見書

に対する賛成討論、

以上意見書案3件について討論を行います。

まず、意見書案第12号 木材の新たな需要創出を求める意見書について、反対の立場から討論します。

人工林が森林面積の4割を占める日本では、林業が森林の整備に大きな役割を果たしてきました。しかし、木材価格の下落などから林業が衰退し、森林荒廃も目立つようになり、大きな問題となっています。

そもそも、日本の森林は、戦争中の強制伐採、戦後の木材需要の急増による大量伐採が行われたことを背景に、需要拡大を見込んだ政府により針葉樹の植林が推進されました。しかし、1964年の木材輸入自由化によって木材価格が急落し、植林や森林育成のコストの回収が困難になり、林業経営に大きな打撃を与えた経緯があります。

政府は、これまでの森林・林業政策の結果として、森林所有者の意欲をそぎ、林業を衰退させたにもかかわらず、政策の失敗に何ら反省がないまま、林業と森林の荒廃の責任を森林所有者と市町村に押し付け、林業を「成長産業化」させるとしています。それが、今国会で与党などの賛成多数で可決・成立した「森林経営管理法」による、「新たな森林管理システム」です。

林業の衰退と森林の荒廃に直面した中山間地域を抱える多くの自治体は、担い手づくりや財源措置など打開策を求めてきました。しかし、「森林経営管理法」は、こうした自治体の期待に応えるものとはなっていません。

「森林経営管理法」は、「林業の成長産業化」を実現するために、CLT等の集成材やバイオマス発電等の大型化した“川下”木材産業へ向けて、大量の原料を安定的に供給する新たな仕組みを作るためのもので、林業者が仕事をする“川上”で、間伐を行い持続可能な山林をつくる小規模の「自伐型林業」は、視野に入れられていません。

林業の現場や森林生態学では、植林後50年まではまだ若く、その後100年ぐらいかけて成熟するとされていますが、木の種類や地域によって生育状況は異なります。それを無視し、一律に樹齢50年を「主伐期」と位置づけ、森林所有者にこれまで定められていなかった伐採の責務が課せられることになりました。そのうえで、伐採しない所有者は、責務が果たせていないから森林経営の意欲がないと決めつけ、経営権を取り上げ強制的に伐採しようとするものです。日本共産党の田村貴昭衆議院議員の指摘を受け修正した林野庁の法案説明資料でも、「現状を維持したい」と回答した71.5%の林業者も「意欲無し」に含められていました。森林所有者から経営管理権を取り上げることを正当化するための恣意的な数字の操作が行われていたのです。

今国会に参考人として立った研究者からも、この法案には森林所有者が同意しなくても、強制的に伐採できる仕組みがあり、憲法の保障する「財産権」や「営業の自由」の侵害の可能性が指摘されました。

さらに、新しい森林管理システムを運用する市町村に対しても過大な負担が押し付けられます。市町村は、地域内の森林の経営管理が適切に行われるよう必要な措置を取る義務が課せられ、集積計画を作成することになります。そのうえ、もうからないとされる森林や、業者に再委託する前の森林を管理する責任が課せられます。

本意見書は、新たな森林管理システムのもとでの集約化や大手木材メーカーの要望に応えた川下の木材利用拡大の推進を強調しており、大量伐採の拡大が懸念されます。森林の環境保全や水源機能など公益的な役割が発揮できる持続可能な林業への政策転換こそ必要であることから、本意見書に反対とします。

次に、意見書案第 13 号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書について、賛成の立場から討論します。

今年 2 月の公的年金の支給で、およそ 130 万人の受給者について所得税が控除されず、支給額が本来より少なかったことという事態が発生し、大きな問題となりました。税制改正やマイナンバー制度の導入に伴って、日本年金機構が申告書の様式を変更し、手続きが複雑化したことが原因です。日本共産党の倉林明子参議院議員は、「マイナンバー記入欄が申告書に加わったことでさらに混乱を招いた」と指摘し、再提出用の申告書にはマイナンバー記入欄が掲載されないことになりました。

分かりにくい書類を事務的に送り付けるやり方は、受給者の立場に立ち確実に年金を保障する年金機構本来の役割からあまりにもかけ離れています。姿勢を改め、すべての人に本来の年金額が支給されるよう力を尽くすべきです。

さらに、年金機構から約 528 万人分の個人情報を入力を委託された国内の企業が、契約に違反し中国の業者に再委託を行うなど、ずさんな作業を行っていたことも判明しました。年金機構は委託先企業の問題を把握していたにもかかわらず、対処が遅れました。この企業の関係だけで約 10 万人分、総額 20 億円を超える過少支給が発生しました。情報管理とともに、外部委託のあり方そのものが問われます。

年金機構をめぐっては 2015 年に約 125 万件の個人情報流出が発生し、昨年には約 10 万 6 千人の年金約 600 億円が未払いだったことが発覚するなど大きな問題が何度も繰り返され、そのたび年金機構や厚労省は「再発防止」を強調してきました。にもかかわらず、またも過少支給を引き起こし、年金への国民の不信を広げていることは重大です。

約 5000 万件の「消えた年金記録」問題に国民の怒りが渦巻いた 2007 年、社会保険庁を解体し日本年金機構設立に道を開く法律を強行成立させたのは第 1 次安倍政権でした。安倍首相は当時、社保庁解体で「民間」手法を取り入れ、外部委託を推進すればサービスがよくなるなどと主張し、職員の解雇・リストラなどを実行しました。いまその矛盾と弊害が次々と噴き出していることは明らかです。

情報セキュリティ対策はもちろんのこと、問題だらけの外部委託を推し進めるのではなく、経験ある元職員の採用を進めるなど体制・業務のあり方の見直しこそ必要です。年金への国民の信頼を取り戻すため、年金実務を担う仕組みの再生・強化を求め、本意見書に賛成とします。

最後に、意見書案第 17 号 カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案の廃案を求める意見書について、賛成の立場から討論します。

刑法が禁じる民間賭博を解禁するカジノ実施法案を自民・公明両党と、維新の会が衆院を強行通過させ、今国会での成立を狙っています。しかし、各種世論調査では、今国会での同法成立に反対する声が 7 割を占めます。国民の声を聞き、無益で危険なカジノ解禁は断念すべきです。

安倍首相は 2014 年 5 月、シンガポールのカジノを中核とする統合型リゾート（IR）を視察し、「日本の成長戦略の目玉になる」と発言しました。首相は 1 日の衆院内閣委員会でも、この視察で「IR のイメージが大きく変わった」「大変な国際競争力を有する異次元のリゾート施設になっていることを知った」と強調しました。シンガポールをお手本に IR をつくれば「世界中から観光客に来ていただける」と言いますが、これは思い込みでしかありません。

シンガポールのカジノ施設開業は 2010 年です。シンガポールを訪れた海外からの観光客数は、カジノ開業前の 2009 年は 968 万人。2016 年には 1640 万人と 169% に増えました。

日本はどうでしょうか。2009 年は 678 万人でしたが 2016 年には 2403 万人と 354% に伸びています。「カジノの無い日本」は、シンガポールをはるかに上回る伸び率で外国から観光客を迎え入れるようになっており、昨年は 2869 万人と史上最高を更新しました。

観光庁の調査では、訪日外国人観光客が感じている日本の魅力は、日本食、ショッピング、温泉入浴や四季の体感などです。日本ならではの豊かな自然や文化が魅力の源泉であり、実際、地域の観光資源、魅力に磨きをかけることで、多くの外国人観光客を受け入れ、地域の活性化に成功している事例も、日本中で生まれています。国際観光振興と言うなら、そうした動きを支援することこそが必要です。巨大なカジノを含むリゾート施設（IR）は、逆に日本の魅力を損なってしまうのではないのでしょうか。

そもそも日本進出を狙っている米ラスベガスなどの海外カジノ資本は、日本のカジノ客の 8~9 割は日本人だと試算しています。この法案の本質は、「観光立国」でも「成長戦略」でもありません。カジノの標的は日本人です。

さらに、公営ギャンブルやパチンコでは認められていない、その場での客への金の貸し付けが認められることも大きな問題です。賭博の胴元であるカジノ企業が客にどんどん金を貸すことができます。さらに、貸金業法では貸付限度額は年収の 3 分の 1 と決まっているのに、今回の法律では適用されず、過剰貸し付けへの歯止めもなく、依存症や多重債務者の拡大につながることは避けられません。

カジノ上陸は、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題の再燃、組織暴力の介入、治安悪化、家庭の崩壊、子どもたちへの悪影響など計り知れないほどの不幸と悲劇を、日本の社会に広げる危険性があることを指摘し、カジノを実施する法案の廃案を求める本意見書の賛成討論とします。